

出店・創業を応援します！

その1 カフェ・パン屋・ケーキ屋などの創業

経費の最大 **1000万円**

雇入れ1人につき **60万円**

- 創業から1年以内に1人以上雇用
- カフェやパン屋のほか、居酒屋、レストラン、バーなどの**飲食店**。ケーキ屋、駄菓子屋、八百屋、和菓子屋などの**飲食料品小売業**が対象
- 宿泊業、介護関連事業なども対象
- 創業から6カ月以内に支払った**経費の2分の1**が支給
- 雇入れ人数×**60万円**支給

その2 花屋・雑貨屋・着付教室などの創業

基盤人材 **210万円** (最大5人まで)
 一般人材 **40万円**

- 創業に伴い、経営の基盤となる人材を雇用
- 創業に伴い、合計200万円以上の設備投資
- 年収350万円以上**の基盤となる人材を雇用
- 基盤人材を採用する前に計画書を提出
- 業種は問いません

その3 失業給付受給中であれば

経費の最大 **300万円**

- 契約前に事前届を提出
- 雇用保険の算定基礎期間が5年以上ある受給資格者
- 失業給付の支給残日数が1日以上
- 業種は問いません

その4 ハローワークの求人を通して採用を

- 母子家庭の母や60歳以上のかたまたは障害者などを**ハローワークの求人**を通して採用すると助成金を受給できる可能性があります

実際を受給ケース

ケーキ屋創業

- 脱サラして自宅を改装、洋菓子店として創業●リフォーム工事費用など設備投資として300万円●販売員として1名採用

210万円受給!

助成金については土屋ホームトピア提携のSATO社会保険労務士法人へご相談ください。※相談無料・助成金受給時に成功報酬を頂戴します。※条件によっては受給できない場合もございますので、予めご了承ください。

〈お問い合わせ〉SATO社会保険労務士法人(土屋ホームトピア提携)

TEL:011-351-9914

担当:平ひら・折戸おりと